

## ◎衆議院小選挙区選出議員の選挙区間

における人口較差を緊急に是正する

ための公職選挙法及び衆議院議員選

挙区画定審議会設置法の一部を改正

する法律の一部を改正する法律

(平成二十五年六月二十八日法律第六八号)

### 一、提案理由

平成二十五年四月一日・衆議院政治倫理の  
確立及び公職選挙法改正に関する特別委員  
会

○新藤国務大臣 衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区を改定する等の措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律の規定により、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告に基づき、当該勧告どおり十七都県において四十二選挙区の改定を行うことといたしております。

なお、改正後の選挙区の区域は、平成二十五年三月二十八日、すなわち勧告が行われた日現在の行政区画その他の区域によるものとしております。

第二に、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定等の公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告（平成二五年四月二三日）

○保岡興治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院の各小選挙区間における人口格差を緊急に是正するために、第百八十一回国会の平成二十四年十一月十六日に成立したいわゆる緊急是正法に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う等のものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、平成二十二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、当該勧告どおり、十七都県において四十二選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定等の公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の

日から起算して一月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

本案は、去る四月十六日に本委員会に付託され、十八日、新藤総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、翌十九日、質疑を終局し、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院は、平成二五年六月二四日、憲法第五十九条第

四項の規定に基づき参議院が否決したものとみなし、同条第二項の規定に基づき再可決した。